

鳥取県告示第 84 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限公司	鳥取市行徳三丁目317	小規模多機能型居宅介護智頭事業所	八頭郡智頭町大字三吉137-11	小規模多機能型居宅介護	平成 19 年 12 月 19 日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目261	多機能サポートセンターわかばの家大岩	岩美郡岩美町大字大谷312-1	小規模多機能型居宅介護	平成 20 年 2 月 15 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	介護予防通所介護	平成 20 年 1 月 4 日